

経営体育成強化資金

農業経営の規模拡大に向けての前向き投資や負債の償還負担を軽減するときに日本政策金融公庫から長期・低利で借り入れることができる資金です。

■ 対象者

認定農業者、認定農業者に準ずる農業の担い手

■ 資金の使途

1 前向き投資資金

- ・農地等の取得・改良・造成
- ・農地等の賃借権及び権利金等
- ・農機具、運搬用機具その他の施設の賃借権の取得（※1）
- ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
- ・家畜の購入又は育成
- ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
- ・農薬費その他の長期運転資金（※2）
- ・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金

（注）※1のうちその他の施設の賃借権の取得については集落営農組織に限る。

※2については、集落営農組織などに限る。

2 償還負担軽減資金

- ・制度資金以外の負債の整理（再建整備資金）
- ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減（償還円滑化資金）

3 民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金（事業再生支援資金）

- ・農薬費その他の長期運転資金

■ 貸付限度額・融資率

個人：1億5,000万円　法人：5億円

■ 貸付利率

0.30%（令和3年11月18日現在、金利情勢により貸付利率は変動します。）

■ 償還期間（うち据置期間）

25年以内（うち据置3年以内）

■ 担保等

借受希望額、経営状況等により、連帯保証人や物的担保が必要な場合があります。

■ ご利用の際の留意事項

- 原則として、事業の着工は、日本政策金融公庫の貸付決定を受けた後でなければできません。
- 機械、施設等の購入の際、実際に払う費用が、貸付けの対象金額となります。購入物の値引きがある場合は、値引き後の金額が対象となります。
- 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を無断で処分することはできません。
- 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等の貸付けを受けたときの目的以外に使用することはできません。

■ 問い合わせ先

日本政策金融公庫 大阪支店（農林水産事業）

（場所）大阪市北区曽根崎2丁目3番5号 梅新第一生命ビルディング8階

（TEL）06-6131-0752

[日本政策金融公庫（経営体育成強化資金）のホームページへ\(外部サイト\)](#)